

半田市教育委員会
半田市立岩滑小学校長
竹 内 智

1 「暴風警報」が愛知県、又は愛知県西部、又は愛知県知多・西三河南部に発令された場合

(1) 登校前

- ① 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行います。
- ② 午前6時30分から午前11時までに警報が解除された場合には、解除後2時間を経てから当日の授業を始めます。
- ③ 午前11時を過ぎて後、警報が解除されるか、又は引き続き解除されない場合は当日の授業は中止します。→臨時休校となります。

※ 上記①、②の場合、道路・橋の破壊及び浸水等で登校が危険な場合は、登校に及びません。

(2) 登校後

- ① 安全に帰宅できると認めた場合には、速やかに下校させます。
- ② 帰宅が困難と認めた場合には、安全が確保されるまで校内の安全な場所に避難させます。

(3) 登下校中

あらかじめ定められた方法に基づき、速やかに下校させます。(通学団顧問が通学路に出向き指示をします。)

2 「大雨・洪水警報」又は「大雪警報」が愛知県、又は愛知県西部、又は知多地域、又は半田市に発令された場合

「大雨・洪水警報」、「大雪警報」のみの発令では、休校となりません

(1) 登校前

登校が危険と保護者が判断された場合は、登校を見合わせ、安全の確認後、登校させてください。

(2) 登校後

- ① 下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで、校内の安全な場所に待機させます。
- ② 気象状況や通学路等の状況から判断し、授業を中止して速やかに下校させることもあります。

3 「雷注意報」が愛知県、又は愛知県西部、又は、知多地域、又は半田市に発令された場合、又は雷が発生している場合

(1) 登校前

登校が危険と保護者が判断された場合は登校を見合わせ、安全の確認後、登校させてください。

(2) 登下校中

通学団班長・個人が危険と判断したら、近くの民家に避難させてもらいます。この場合、学校へなるべく速く連絡させて下さい。

(3) 下校前

下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで、校内に待機します。

4 「東海地震注意情報」が発表された場合

(1) 登校前

自宅待機とし、学校から連絡があるまでの間、臨時休業日とします。

(2) 登校後

- ① すべての教育活動を打ち切り、保護者（あるいはそれに代わる方）の来校を待って引き渡します。ただし、事情により下校できない児童は学校内に待機します。また、校区外に下校する児童についても学校内に待機させ、各家庭に迎えの要請の連絡を入れ、迎えに来た家庭から引き渡し下校させます。
- ② 翌日以降、学校から連絡があるまでの間、臨時休業日とします。

(3) 登下校中

通学路に通学団顧問が出向き、児童に指示をします。学校付近の場合は、学校待機とし、家に近い場合は帰宅させます。

(4) 修学旅行等学校行事の場合

① 出発前，解散後に発令された時には，状況に応じて，上記(1)～(3)の措置を講じます。

② 出発後に発令された時には，直ちに情報を集めて対処します。

※ 東海地震注意情報が出された後，東海地震観測情報により「安全情報」であることが明記された場合は，上記1の(1)「暴風警報」の場合と同じです。

5 台風等における学校給食について

(1) 台風の接近が確実と見られ，暴風警報発令の可能性が高いと予測された場合

給食センターが前日の正午ごろに給食の実施・中止を決定します。学校に連絡がありますので，児童に伝えます。

※ 中止が決定した場合，当日の給食はありません。当日，授業が可能となった場合には，必要により弁当持参となります。

(2) 前記(1)で中止の決定をせず，その後，暴風警報が発令された場合

① 当日，午前6時30分までに解除され，平常通りに授業を行う場合は，給食があります。

② 当日，午前6時30分までに解除されない場合は，給食がありません。よって，その後に警報が解除され授業が可能となった場合は，必要により弁当持参となります。